



2025年12月19日

各位

会社名 株式会社 FPG
代表者名 代表取締役社長 谷村 尚永
(東証プライム・コード: 7148)
問合せ先 執行役員 経理1部長 坪内 悠介
(TEL. 03-5288-5691)

今後の税制改正を踏まえた当社の対応について

1. 背景

2025年12月19日付で、令和8年度税制改正大綱（以下、「本大綱」と言います。）が、自由民主党及び日本維新の会より公表されました。

本大綱には、不動産小口化商品について、実際の取引価格をベースとする相続税評価額に改正する内容が含まれており、この改正が実現した場合には、2027年1月1日より、従来見込まれていた不動産小口化商品の相続税や贈与税の税務面におけるメリットが大幅に減少または消滅する可能性があることから、今後の不動産小口化商品に対する当社の対応についてお知らせいたします。

2. 不動産小口化商品に対する当社の対応

当社は、お客様のニーズに真摯に対応すべく、税制改正の内容を慎重に見極めつつ、その内容や影響について丁寧なご説明を行ったうえで不動産小口化商品の販売を継続してまいります。なお2027年1月1日から適用される税制改正によるお客様のニーズや市場の変化を十分に精査し、投資運用商品としての価値を高めるべく柔軟に取組方針を検討してまいります。

3. 当社グループ業績への影響について

本大綱の公表を踏まえた当社グループの業績予想への影響については、税制改正の内容や需要への影響も精査し、大きな影響が見込まれることが判明した場合には適切に開示いたします。

以上